

事務連絡  
平成23年3月25日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による高齢受給者証の特例等について

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被害により、保険者が自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合があるので、先般、各保険者等に対し高齢受給者証の取扱いについて別紙のとおり周知したところです。

その概要を下記のとおりご連絡しますので、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底をお願い致します。

記

1 高齢受給者証の自己負担割合の記載について

被保険者等が避難しているなどの事情により、本年4月1日までに自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証が被保険者等に交付されていない場合には、「一部負担金の割合」欄が「2割(ただし、平成23年3月31日までは1割)」となっている高齢受給者証でも、本年4月1日以降当面、有効なものとして取り扱うことができること。

※ 70歳代前半の医療保険被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について(平成22年12月20日付保発1220第1号)により、平成23年度も継続することを通知している。

## 2 被保険者証等を持参せずに診療を求められた場合等の取扱いについて

高齢受給者証を含め、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難しているため、保険医療機関等に提示できない場合、被保険者等が氏名、生年月日、住所又は事業所名を申し立てることにより、受診できる取扱いとしているところ。

※ 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証の提示について」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

この際、各保険医療機関等におかれては、被保険者証や高齢受給者証を提示できない被保険者等について、被保険者本人に対する窓口での確認や保険者への照会等により、可能な限りその自己負担割合等も確認するようご協力いただきたい。

また、最終的に保険者において、その被保険者等の本来の自己負担割合と、保険医療機関等が受領した一部負担金等の額が異なることが確認された場合でも、当面、保険医療機関の請求どおりの給付割合により医療費の支払いがなされる。

なお、厚生労働省から保険者に対しては、①患者の被保険者資格の有無、被保険者番号、一部負担割合等について、保険医療機関等から保険者に照会が行われることがあるため、適切にご回答いただくこと、②被保険者等が、保険医療機関等で本来の自己負担割合より多く負担した場合、後日、保険者から差額を還付し、少なく負担した場合、後日、保険者から差額を返還請求すること、を併せて通知している。